A2:100% A3:70.7%縮尺

## R6住宅 矢三野神本団地 徳·南矢三 3号棟外壁塗装改修工事

建築	図 面		
共一 0 0 1	営繕工事共通仕様書 1	B-015	3号棟 斯面詳細図 1
-002	営繕工事共通仕様書 2	-016	3号棟 斯面詳細図2
-003	営繕工事共通仕様書 3		
B-001	3号棟 改修特記仕様書 1		
-002	3号棟 改修特記仕様書 2		
-003	付近見取図・配置図		
-004	3号棟 1階平面図(仮設計画図)		
-005	3号棟 基準階平面図(2階~5階)		
-006	3号棟 屋根伏図		
-007	3号棟 北西立面図		
- 0 0 8	3号棟 南東立面図		
-009	3号棟 外壁クラック等調査図(北西立面)		
-010	3号棟 外壁クラック等調査図(南東立面)		
-011	3号棟 断面図		
-012	3号棟 建具配置図・建具表		
- 0 1 3	3号棟 階段室展開図 1		
- 0 1 4	3号棟 階段室展開図 2		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課員	担当

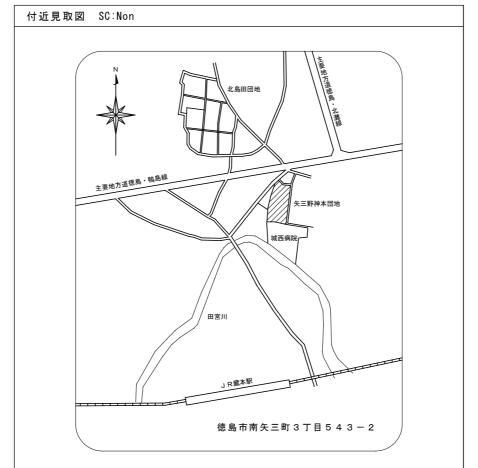
項目	特記事項	項 目	特 記 事 項	章  項 目	特 記 事 項
	13 MM TF 194	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を	- ж н	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安
· 【. 工事概要 : : 1. 工事名称	R6住宅 矢三野神本団地 徳·南矢三 3号棟外壁塗装改修工事		選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した		全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても 併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められ た場合には、連分した担当なること。
			理由書を事前に監督員に提出しなければならない。		た場合には、速やかに提出すること。
2. 工事場所 : 3. 建物概要	徳島県徳島市南矢三町3丁目		<ul><li>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指</li></ul>		◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
3号棟	建物名称     R6住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号棟外壁塗装改修工事       構造・規模     鉄筋コンクリート造5階建て       敷地面積		名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)		◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこ
i	延床面積     1096.70㎡       消防法施行令別表第1の区分	8. 施工体制台帳及び 施工体系図	(1)施工体制台帳の作成  ※さきは、下壁切め、(いての(2)では(4)の場合を含ま、)を結結した場合は、拡工体制分析で		語し女主権体を囚り、加工于順について五自員の承託を特にうんで、相反された時間に行うこと。
4. 工事種目	種目工事概要	施工体未図	受注者は、下請契約(以下の③)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及 び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存すると ともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の③)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関す る法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図 を作成・保存しなければならない。		<ul> <li>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や 資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュ シート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等 により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険 が予想されるときは、作業を中止すること。</li> <li>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リストと対応方法について県監督員と協議すること。</li> <li>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について</li> </ul>
	建築一式工事 外壁改修工事		(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及 び施工体系図を作成・保存しなければならない。		関係者と協議すること。  ③事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について (令和4.12.9建設第686号) に基づく 特例措置の対象工事である。		(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約 日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を		施設関係者と協議すること。
II. 営繕工事共通仕様 項 目	特 記 事 項		除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示		◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記に		受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しな	11. 交通安全管理	◎輸送災害の防止
	よる。 ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	9. 電気保安技術者等 10. 施エ中の安全確保	ければならない。  ②電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。  ③工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。  ③工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周		受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。  ③通積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
	<ul> <li>・ 敷地調査共通仕様書</li> <li>市大の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</li> <li>① 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。)</li> <li>② 建築改修工事監理指針(令和4年版)</li> <li>③ 電気設備工事監理指針(令和4年版)</li> </ul>		知徹底すること。 ③工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名 札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を 添付すること。		<ul> <li>過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと</li> <li>建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと</li> <li>過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</li> </ul>
2 原生順位	④ 機械設備工事監理指針(令和4年版) 設計図書の優先順位は、次の順とする。		⑥工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	12. 発生材の処理等	<ul><li>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</li><li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、</li></ul>
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書(②から⑤に対するもの) ② 補足説明書 ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等		<ul> <li>③工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号),建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</li> <li>⑥受注者は、工事の施工管所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等</li> </ul>		(1) 工事による完主材の プラ・ス に別様は 広に盛り、 初及 ひ 行
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、 工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報として「登録のための確認の お願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登 録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。		● 文庫 日本・ エー・ の		こと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」 による。
	(d) 文注時は、矢利後、工曜日、日曜日、祝日等を除さけ日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。		<ul><li>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</li></ul>		(5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該
	なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ローブ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ローブ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、 建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書 (様式3), 産業廃棄物は産業廃棄物管理票 (マニフェスト) により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
	受注者は,契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日,日曜日,祝日等を除く。)以内 に提出すること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。		<ul><li>◎アスベスト</li><li>(1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、</li></ul>
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		ならない。  ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与( あり) ・ なし )。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置 (ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を 原則に関したければないため、ため、日本のようとを制限する影響等した。こことを (日本の本の)は、「おおり、日本の本の人のとなる。」といると、日本の人のといる。」といると、「日本の人のといる」といます。」といると、「日本の人のといる」といます。」といると、「日本の人のといる」といます。」といると、「日本の人のといる」といる。」といるといると、「日本の人のといる」といると、「日本の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人		行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。
	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。		・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスペスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
	◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		<ul><li>◎休日,夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</li><li>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</li></ul>		・分析によりアスへ入ト宮有調査を行う場合は、JISA 1481-1によること。 (3)表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
			工事名 R 6住宅		│ □ 図面番号 □ #─001
			徳島県土整備部住宅課	3号棟外壁塗装改修コ	c事

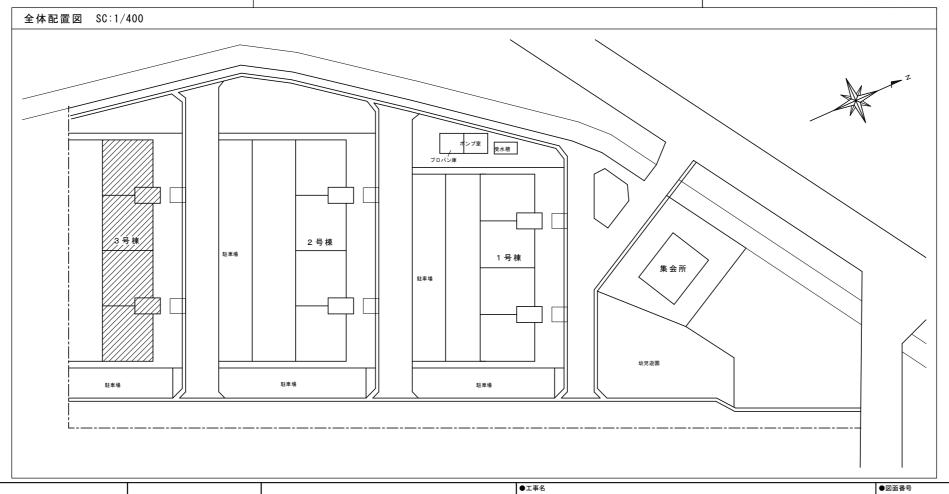
帝 西 □	At	音 福口	1	<b>杜 台 古 ™</b>	Т	音 伍 日		<b>料 包 車 佰</b>
章 一章 一般 共通事項	特 記 事 項  ②黄瀬の有効な利用の保進に関する法律(以下「東源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という」。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受法者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(RB、10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行等第2条で規定される工事以上下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)」土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財) 日本建設情報総合センターの建設副建物情報交換システム(以下「GOORIS」という。)により再生資源利用計画書者を作成し、監督負に提出すること。 (2) 受法者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副建物に係るの促進に関する判断の基準となるでも事項を定める省令(RB、10.25建設会者で20号)第7条で規定される工事文は一定規模以上の工事において、建設学生、コンクリート塊、理設会生土材、建設予定又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受法者は、上記計画書を更変が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (4) 受法者は、上記計画書を変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受法者は、上記計画書と変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に提出すること。 (5) 受法者は、上記計画書と変形を書とて事完成後5年間保存すること。 (7) 受法者は、COBRISの入力において、黄瀬の供給予定との企業の対していて、その施設名、施設の規則及び任所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 (3) 受法者は、超数例を類の対に下を対すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 (3) 受法者は、建設例は力イクル法通知済証」指示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品が関するとない。「建設リサイクル法通知済証」指示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用がよりかながればならない。また、「建設リサイクルは通知済証」と服みによび対象を見までの期間に発生者がら支給することとする。 (3) 受法者は、建設例は出始をからよい、基づき提出するととき、法令等に基づいたり、「建設・サイクル法通知済証」を開発を主のの期間に発きするとを持定に対いて必要に表しました。また、「建設リサイクルに通知済証」を記述されて必要に表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	章 項目 14. 化学物質を発散する 建築材料等	ルボニ ない	は、果内産資材を使用する工事を施工する場合、」 ただし、特段の理由がある場合はこは、果内産資材を優先して使用するよとは、果内産資材を優先して使用するとは、果内産資材を多い。 は、果内産資材を優先して使用するとの。 は、果内産資材を優先して使用するとの。 は、果内産資材をの工事を施工るより。 は、果内産資材をの工場であるこつ は、果内産資材を多い。 は、果内産資材を多い。 は、果内産資材を多い。 は、果内産資材を多い。 は、果内産資材を多い。 は、提出し、不認力によい。 はに提出し、不認力によい。 はに提出し、不認力によい。 はに提出し、不認力によい。 はに提出し、不認力によい。 は、まずり、は、ない。 は、まずり、は、ない。 は、まずり、は、ない。 は、まずり、は、まずり、は、は、まずり、は、は、まずり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	質認 需から は、	17. 遠隔臨場の試行 18. 工事看板等	第249号。 表記 249号。 表記 249号。 表記 249号。 表記 249号。 表述 249号。 249	生法により特定自主検査が義務づけられている建設機実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録は付し提出すること。  「両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和然料として使用してはならない。 「田燃料の採取調査に協力しなければならない。 「動が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実に臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施する 「一部では、「営繕工事の「関係」を実施しなければならない。 「「で従って見やすい場所に設けること。 「「で従って見やすい場所に設けること。」 「「で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
13. 材料・製品等	等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。  ②本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。  ②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。  ③県産木材の原則使用  (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。  (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材(b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材(b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材(b) (a) 以外において、徳島県木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得ないばならない。  (4) 受注者は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得ないばならない。  (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。	15. 施工	しないか、発散が極めて少ない (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、 のて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジーロープ 発性の可塑剤を使用し、ホル、エチルペンセンを発散しなしか、発散が極め料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極め料ないが、発散が極め料ないが、発散が極め料ないが、大力ルデヒドを発射した。大力に、大力ルデヒドを発射をした。 (5) (1)、(3) 及び(4) の建築材料散で、(5) (1)、(3) 及び(4) の建築材料散で、(5) (1)、(3) 及び(4) の建築材料散で、(5) (1)、(4) の建築材料散で、(5) (1)、(4) の建築材料散で、(5) (1)、(4) の建築材料をでき、現場に、(5) (1) (1)、(5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ホルムアルデヒド及びスチレンを発剤 ボチル及びフタル酸ジー2ーエチルへキ ムアルデヒド、アセトアルデヒド、ト か、発散が極めて少ないものとする。 ルムアルデヒド、トルエン、キシレン 少ないものとする。 まを使用して作られた家具、書架、実しないか、発散が極めて少ないものと しないか、発散が極めて少ないものといい。 のに、疑問な点、その他打合せ決定に 別い合わせ、工事に遺漏のないように 計画に基づき、確認、試験又は検切ない。 は、品質計画にしたがって適切ない。 といるの必要な処置をとること。 たいて忠実に施工すること。不都合なに で実施し、それに要する費用は受注者では は、提上必要となる有資格者については、 はに提出すること。 に定められた工程が完了した時、報	はしないか、発散が極ニシルを含有しない揮ニシルを含有しない弾ニシルを含有しないが、水 エチルベンゼンを 験ける。 その他の什器等 図書による。 項は、監督 正をする。 項は、監督 理とまる。 にとって、というに、 ことの 見見と。 手直の負担とする。 工施工すとと。 音値の 日本 手前に 監督 は、 監督 は、 監督 は、 ここを を発ここる。 こと。 それ は、 ここを を発こる。 ここを を発こる。 ここを きまままます に といる は、 ここを は、 ことを は、 ここを は、 ここを は、 ここを は、 ここを は、 ここを は、 ここを は、 ことを は、	21. 工事検査及び技術検査 を	ならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの信快適トイレとは、洋式トイレとは、和式トイレの6 快適トイレとは、洋式トイレのうち、 10 やすい仮設トイレのこと。 ②数計事務所による工事監理がある場合、所一覧表の内容について、監督員、工事に、非しゅん工前には全ての設計すに、書面により確認すること。 ②次表により中間検査の対象工事となったを実施するものとする。ただし、工事もよらないことができる。ただし、工事もよらないことができる。ただし、工事もよらないことができる。ただし、工事もよらないにとができる。ただし、工事もよらないにとができる。 当初請負対象額 3千万円未満 5千万円以上1億円未満 1億円以上 (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事一般入札工事とは、低入札工事以外のの中間検査が部分払検査と同時期になる場等結後速やかに監督員と協議すること。 ②中間検査が部分払検査と同時期になる場響を実施する。 ②外壁改修工事等において、足場が撤去さを実施する。 ②外壁改修工事等において、足場が撤去されがある場合は、て監督員と協議すること。 図面番号	現対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用し受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更簡監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも  場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を資質が認める場合は、一般入札工事に限り、これに  投入札工事 低入札工事 1回 2回 1回 2回 3回
				徳島県県土整備部住宅課		3号棟外壁塗装改修	<b>上事</b> 共-002	H (株)林建築事務所 -級建築主登録 第100387号 林 茂樹
					図面名	営繕工事共通仕様書 2	縮尺 NO SCALE	德島市南二軒屋町二丁目3番3 — 3 0 1号 TEL 654 — 0359 FAX 623 — 7 4 2 5
				I .	1		NO COMEL	

章  項 目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章  項 目	特 記 事 項
_ 22. 完成図等	◎電子納品:対象				
章   -	◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、 設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。) すること。				
般共通事	<ul> <li>◎提出書類</li> <li>・竣工図(製本2部,電子データ2部)(サイズ:監督員から別途指示による)</li> <li>・工事写真(写真帳1部(電子データ2部)</li> <li>・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付,電子データ2部)</li> <li>・保全に関する資料</li> <li>・その他監督員が指示する図書(必要部数)</li> </ul>				
·吳	◎しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオ リジナル形式をCD-R等に保存する。				
	◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の 出来形が写真で的確に確認できること。				
	③工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。     区 分 サイズ 着手 前 カラー、手札版又はサービスサイズ 施工中 カラー、手札版又はサービスサイズ 完成写真 カラー、手札版又はサービスサイズ ・				
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。				
	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。				
24. 火災保険	<ul> <li>◎火災保険本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)(1)対象物工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。(2)付保除外工事次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。・</li></ul>				
25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。				
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期速度の請求を行わなければならない。(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。				
				矢三野神本団地 徳・南矢三 3号棟外壁塗装改修工事	図面番号 #-003 <b>州</b> (株)林建築事務所
			徳島県県土整備部住宅課図面名	3 号棟外壁塗装改修工事 営繕工事共通仕様書 3	一級建築士登録 第100387号 林 茂樹 德島市南二軒屋町二丁目3番3-301号
					NO SCALE TEL 654-0359 FAX 623-7425

## 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15			項目			特記事項	項目	特 記 事 項
Table	改修工事特記仕	<b>土様書</b>		p			3. 養生	
### 10 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	改修一般共通事項			コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は ( 設ける (面積 m2程度) ・ 設仕ない )
### 1997   1998	項 目 施工条件						 5 丁惠田田水 雷力等	○野在電力利用 (出来る・出来ない) 電力料金 (有償・無償)
### 1972 1	心上术计	<ul><li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li><li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上</li></ul>	快定し,			<ul><li>・ アスファルト防水工事作業</li><li>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li><li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li></ul>		ただし、施設管理者と協議すること。 ②既存用水利用 (出来る ・ 出来ない ) , 用水料金 (有價 ・ 無償 )
### 1-2-2011	重要備品等 拖工調査	◎調査期間		防水	防水施工	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業		◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。
### 1	<b>ど通誘導警備員</b>	交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、5日間配置する				・ 改質アススァルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ 改質アススァルトシート常温粘着工法防水工事作業	現場事務所用地等	たたし、他の問題を行る。
### 1796   199			業務を	タイル	タイル張り			◎受注者は、漏電による事故を防止するため、高圧水洗を行う前に調査を行い、漏電が予想される筒所に、必要に応じて
************************************				木				
### 1995				屋根及びとい				
### 1			n E I	全屋			<u> </u>	<b>・ 小週当な場合は監督員と協議すること。</b>
************************************			,,40				<del> </del>	○降雨竿に対する美生方法は (ト屋シート美生 ・ 下陛王共美生 ・ その他 ( ) ) とする
### 1998 (1997) 1 (1998) 1 (			监督員				<del> </del>	OPPORTED TO THE TRANSPORT OF THE PROPERTY OF T
1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.		等の請求があるときは、これを提示すること。		建具			2. 改修工法の種類及びコ	唯
Triple		・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならな	۸,		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		
### 19						1 11 1		
***			めなけ	塗装	塗装			
### ### / 1995			/#±347					
### 15 1			(到伤)					
(3) 中の (日の) 数十分からでは、大きがは、「大きの中のでは、大きのでは、「	<b>奉棄物の処理</b>			内装	内装仕上げ施工			
	スカックと生		図定業者					
東京   1997   1991   27 / 1992   19		であることを示す。 (処理単価:税抜き)						
日本日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		種 類 コンクリート (無筋) コンクリート (有筋) アスファルト						
日本								
# 1 年 1 年 1 日本		運搬距離 6.8km — — —		機械設備	/ 市保空気調和機器施工	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
■ 2				-				
### 2				◎着工に先立ち	. 敷地境界, 既存檬浩物 動地	の高低差地下埋設物の確認。 近陸建築物及びて作り	物の現状 3 シーロング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
自動性   上手機を持ちが変化   一   「		種類 金属(処分) ガラス 木 材						
株式   大きの   大き		会社名 三木資源㈱☆有料認定業者 — 세德島興産 ☆優良認定業者						_
「日本版   12						、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。	)に適	
### 1 19 15								
東京				I				
## 10 1973						針」に基づく (一社) 仮設工堂全の「適田工提制の	file.	
株式								
新版			<del> </del>				-	PU−2   ボリウレタン糸   撤 去   外壁目地   再充填   25×10   有
新版版		所在地 三好群東みよし町昼間字ドタ305-2 — 三好市山城町寺野字大休場956						
「							רויניו פומו ליטיל ו נושא יון	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする.
### 1 ###					へ)の設直や移転、変更を行う。	場合は、30日削よぐに所轄労働基準監督者長に届け	1日でお	
上記が50分別を表の見がまるの思うな。を発生してもしまえないが、理解変更の対象を上いる。					なった場合は、監督員に報告す	ること。		
# 5. この時後、仮が知らが無害を求め、超音を受けったがある。  # 5. このから、上のからは実施を受ける場合は高速を変更を受けることがある。  # 5. このカート・アスファルトをの機能を受ける場合は関係としては、使用を重要を受けることがある。  # 5. このカート・アスファルトをの機能を行うしては、使用を理解をあったする。  # 7. このカート・アスファルトをの機能を行る場合と、の対象を支援である。  # 5. このカート・アスファルトをの機能を行る。		上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない						THE THE PROPERTY OF THE PROPER
おいましているとき、名が金を要する場合は関係していると言う名が含まれません。		また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。						
ただし、関係の事情により場合性機能が実際を出から起始を取らかす。							こ営繕課 5. 既存下地の補修及び処	□ ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する.
#15、コングリート・アスファルト特の衛世先については、中間処理高辺のみとする。 本本については、砂田の田田内にある本本有実命と配数やの増出と目の別とする。 本本については、砂田の田田内にある本本有実命と数を入り継知を目的別とする。 大本については、砂田の田田内にある本本有実命と数を入り入りつうち。工事な に適用する所がまた出するものとする。 数性上が、無難を利用を記せっる場合では、ためまたとい。他の技能を に対する方式を記するものとする。 数性上が、無難を利用を記せっる場合では、ためまたともに、他の技能を に対する方式を記するものとする。 数性上が、実施を制度がよりまたともに、他の技能を に対して、対点を向かしたのないを見から作品できるともに、他の技能を に対して、技工を向かしたのない作業についてもるの適用を図えるう別のもこととする。 の他国語・促作を主義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		The second secon		14.CV/NC781 / .				
本林については、500mの副綱内にもの大村の海路の小田田と原始とする。  - 2番を整定する場合は、関わして「キャリ共和主記書するがトライン」(横北 24 の利格) 「長年 24 の第一 24 の第一 24 の第一 24 の 34 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3				◎外部足場(『	図示の通り )		6. 塗膜防水	◎工 法: L 4 X 種 別: X − 2
#の適用    日本性主の適用については、次の技術を定する。(2下、「作業」という。) のうちを工事名   に満年すら作気を記さする。のとする。   日本性を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性の一般を受け、一般を対象を対象を行うできた。   日本性を行うできた。   日本性の一体を行うできた。   日本性の一体を行うできた。   日本性を介護を行うできた。   日本性の一体を行うできた。   日本性の一体を行きたいには、日本性の一体を行うできた。   日本性の一体を行うできた。   日本性の一体を行うできた。   日本性のでは、								
の発産がの展開については、次の拒絶性所を(以下、「作業」という」のうちも工事的		木材については,50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。						◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする.
に適用する作品を設定することのそろ。  接触上は、国家が内側を設定はよる一般複数上がは一般はあせて多一様の関節をするそとし、対象を経過する文化を監督は上限出すること、一般の関節をすることをは、他の政策を言うとともに、他の政策を言うとともに、他の政策を言うとともに、他の政策を言うという。  「対して、最工品等の利止を配合と外の作業所得を行うこと、「禁止上は、氏名、物文器 に対して、最工品等の利止を図るよう物のもこととする。  ○の印 ・・・ 適用作業  ○の印 ・・・ 適用作業  ○の印 ・・・ 適用作業  ○の印 ・・・ 適用作業  ○の日 ・・・ 適用作業 ・	+の適田	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	(塩				打フこと。	
接触性は、臨床的別無免疫素による一般技能上次に上級機能の関係を持ても考えと、 対能性は、適用する工作下来に、他の技能性 に対して、商工品の例と影響を含みの例と影響を含みできるともに、他の技能性 は、液性上等や解析が指定した内容を容離した名も別するとことする。 OB ・・・ 遺居作業	ニマノル型/円			たたし監督	犬がかれて付に物口は、 (1) 寸	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
要務を起来する民主を整備に提出すること。			.,	◎階段室足場(『	階段単管足場)			
接生工法、指用する工事作業中、保知工の場かでも行業をするとともに、他の技能者 に対して、他工業の関係と構動したとの分析を指摘を行うこと、技能工法、信任、核定理 様・技能工業等等機が促出した可能を拡加したもの場合に対し、保証を提出したもの場合を持ってもののとす も、なお、指定のない中業についてもその活用を図るよう努めもこととする。 の見選等の設置業性、関連工事等の関係性に構度で使用させること。また、安全管理も実施すること。 の見選等の設置業性、関連工事等の関係性に構度で使用させること。また、安全管理も実施すること。 の見選等の設置業性、関連工事の財務を付金により、対象、は力に関係という、強しし足様な対点さがメートル以上の構造の を製金の配置で、機能な対象性の対しなっない、また、作業主任を全部し、その成名、機能を指す もこと。 の受験者を対象性に関係といて、利益、国際、このでは、「不能性の関係との状态」、 の受験者の制御に関係といて、利益、国際、このでは、「不能等の の関係等の情報に関係といては、「石橋等の の関係等の情報に関係といては、「石橋等の の関係等の情報に関係といては、「石橋等の の関係等の情報と対し、で、機能な対象を対し、その成名、機能を指す もこと。 の可能等の情報と対して、利益、国際、といては、「石橋等の の関係等の情報(中流17年享至労権会令策 21号)を通守し作業を行うこと。 「基準と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対								
<ul> <li>連 技能士事号等類が指定した内容を登載した名札等により、資格を押示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</li> <li>〇グート(有・⑥ 仕籍: )</li> <li>○反場等を整備を用するま者は、設置主等の開係をに持度で使用させること。また、空全管等も実施すること。</li> <li>○反場等を整備を用するま者は、設置主等の用限がよりにより、「基地し足場及は高さがケートル以上の構造の足が向い直によって、対象とは変更の作業において、対象、日本をとは、スロネラドこと。</li> <li>○反場等は、コリ尼等 (ゴンドラのコ)足種を除く。) 、活地し足場及は高さがケートル以上の構造の足が向い直なって、対象とは変更の作業において、対象、日本をとされて、コリス ののようできた。この構成 コンリモを持ちませること。</li> <li>○ 日本 日本</li></ul>				<b>⊘Æ⊞!\ /</b> 4±±	. 4 - 11	) (m=)		
○日報等を無機使用する業者は、後者工事等の関係者に無力である。 ○日報等を無機使用する業者は、後者工事の指示に従うこと。 ○日記者は、フリロ環・プ格フは第三の作式において、材料、番集、工程等を上げ、又はおうすときは、フリス フリロス等を影響を影響を引き使われたはないない。また、作業主任者を選任し、その氏名、施展を提示すること。 ○石協会者は上建材が施工されたが超に対する足場製を用アンカーの下穴等孔作業については、「石精等の 切場等の作ま」及「石協教が扱い作業」に指摘するため、石機維音が初期(平成17年度生労発者を第 2/18)を遵守し作業を行うこと。  本語の場合は生産が経生を指摘し、「一般等の 切場等の作ま」及「石協教が扱い作業」に指摘するため、石機維音が初期(平成17年度生労発者を第 2/18)を遵守し作業を行うこと。  本語の場合は生産が経生を認識という。 「本語の「日本をと対象を用アンカーの下穴等孔作業については、「石精等の 可能等の作ま」及「石機等を対象性の主義とない。  「本語を表現し、「本語等の 可能等の作業を行うこと。  「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語を表現し、「本語等の 「本語等の						() ( <b>四</b> 亦)		⊍行配性操書,収標性及い標性以外は,王材料製道所の性様による。 
の受主者は、つり受験(ゴンドラのつり足験を分)、発出し足類又は高さが5メートル以上の構造の 足場の配立で、解外工は変更の作素において、材料、器具 工具等を上げ、又はおうすときは、つり場 つり選挙を労働者に使用させなければならない。また、作業生在者を避任、その氏名、職務を掲示す もこと。  の石稿を有仕上後封が施工された外型に対する足機繋が無工された外型に対する足機繋が用フカーの下次受孔作業については、「石稿等の 切所等の作業」及び「石橋取り扱い作業」に接当すらため、石橋障害予約規制(平成17年原生労働省合第 21号)を選挙し作業を行うこと。  (徳島県県土 整備部住宅課  本書名 R 6住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号様外型塗装改改工事  図面面号 3号様 改修工事件記せ仕様書 1 柳尺  (株) 林 建 築 電 ・		る。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。		◎ゲート(有	・ (無) 仕様:	)		
● 受注者は、つり見場(ゴンドラのつり足場を除く。)、強出し足場及は高さがジートル以上の構造の 足場の値立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、 つり姿等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示す ること。  ② 石締合有仕上塗材が施工された外壁に対する足場製き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の 切順等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿牌番予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。  ② 西番号 21号)を遵守し作業を行うこと。  ② 国面番号 3号様外型塗養取改修工事 3号様外型塗養取改修工事 8-001 8-001 日本財子と関面番号 8-001 日本財子と関連を行うにより、本人建一築「一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		O印 · · · 適用作業		◎足場等の設置第	業者は、関連工事等の関係者に	無償で使用させること。また,安全管理も実施する	3 <i>こ</i> と。	
足場の配立で、解収又は変更の作業において、材料、暴見、工具等を上げ、又はおろすときは、つり組 つり返等を分除者に使用させなければならない、また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示す ること。 ②石総合有仕上煙材が施工された外壁に対する足場展ぎ用アンカーの下穴専孔作業については、「石総等の 切断等の作業)及び「石総取り扱い作業」に該当するため、石総牌書予筋規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。    本名 R 6 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号様外壁塗装改修工事   図面番号 8-001   B-001   大学 (株) 林 建 矢 = 3号様外壁塗装改修工事   B-001   日総入 本会 (本) 本名 (本				◎足場等を無償値	使用する業者は、設置業者の指	示に従うこと。		
足場の配立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり順、つり選等を分除者に使用させなければならない、また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。  ②石絵合有仕上集材が施工された外壁に対する足場展ぎ用アンカーの下穴専孔作業については、「石絵等の切断等の作業」及び「石総取り扱い作業」に該当するため、石総牌書予新規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。  【事名 R 6 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号様外壁塗装改修工事 図面番号 8-001 (株) 林 建 矢 電 3号様外壁塗装改修工事 8-001 (株) 林 建 矢 電 3号様外壁塗装改修工事 3号様外壁塗装改修工事 8-001 (株) 林 建 矢 電 3号様 改修工事特記仕様書 1 場尺				◎受注者は つじ	り足場(ゴンドラのつり足堤を	除く。)、張出し足場又は高さが5メートルに上の:	横造の	
② 日総合有仕上途材が施工された外屋に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石織等の 切両等の作業」及び「石練助り扱い作業」に該当するため、石棒牌書予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を通守し作業を行うこと。    本事名 R 6 住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号棟外壁塗装改修工事   B-001				足場の組立て, つり袋等を労働	解体又は変更の作業において、	, 材料, 器具, 工具等を上げ, 又はおろすときは,	つり綱,	
本語				切断等の作業	」及び「石綿取り扱い作業」に			
徳島県県土整備部住宅課						該当するため,石縄障害予防規則(平成1/年厚生分	7 侧省令第	
図面名 3号棟 改修工事特記仕様書 1 縮尺 一級建築士登録 第10038								億·南矢三 「東外壁塗装改修工事」
<sup>図囲名</sup> 3 号棟 - 改修工事特記仕様書 1						心局乐乐工管順部性毛誅	図面名	
							3号棟	改修工事特記仕様書 1 <sup>相尺</sup> 徳島市南二軒屋町二丁目3番3-

項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項
5章 外壁改修工事		6章 塗装改修工事		8章 環境配慮 (グリーン) 改修工事	
1. 一般事項	◎受注者は、漏電による事故を防止するため、高圧水洗を行う前に調査を行い、漏電が予想される箇所に、必要に 応じて養生等を行わなければならない。	1. 一般事項	<ul><li>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする.</li><li>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする.</li><li>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤</li></ul>	<ul><li>I. アスベスト含有建材の 処理工事</li><li>) 1. 一般事項</li></ul>	<ul><li>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</li><li>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</li></ul>
<ol> <li>外壁改修の施工数量及び 調査方法</li> </ol>	©当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。		を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	/ 1. 一双争块	◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない). ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」
	©施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、 県単価で行う)	<ol> <li>合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)</li> </ol>	マム 種 別 下輪蜘蛛 さび止め塗料 雄 歩		による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。
	◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。	(301)	屋介 屋内 屋介 屋内 電気配管・盤 電気配管・盤 インタール・卵刺 神田		・ 測定場所及び箇所は図示による. 測定時期( )
	◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門 知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。				<ul><li>◎施工計画</li><li>(1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。</li><li>(2) アスペスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</li></ul>
3. 外壁改修工法の種類 及び材料	工 法 ひび割れ部 欠 損 部 ③ 0.2mm~1.0mm	3. 耐候性塗料塗り(DP)	区分         種別         下地調整         上塗りの等級         備考           VP管         メーカー仕様         メーカー仕様         3級         竪径、排水管           その他ボード面等         メーカー仕様         RB種         3級         ベランダ隔壁		<ul><li>③アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</li></ul>
	工法:自動式低圧球 *> 樹脂注入	4. 合成樹脂エマルション	区分種別下地調整備考	2. アスベスト含有成形板の除去	(1)除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
	エポキシ樹脂: 製造所の仕様  Uカットシール材 材料:	ペイント塗料(EP)	コンクリート面 B種 RB種 階段室腰壁		(2)除去は、破壊または破断を伴わない方法で行うものとし、原型のまま「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
	充填工法     シーリング材:       充てん工法     *リーセント目があ	7章 ユニット・その他工事 1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報信指示を受けること。		ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 (4)建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を 用意すること。
4. 仕上塗材仕上げ	<ul><li>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による.</li><li>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること.</li></ul>		◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示をあること。	₹!T	◎除去箇所一覧表       階数 室 名   箇所 建 材 種 別 面積 調査方法         全階 ペランダ隔板 図示1 石綿セルシト板號)5.0 43.2㎡
外壁改修工事	©下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料 による。  種 類 既存塗膜の除去。 下地 廿上 工法 防火 及び下場層をひま 廿上 調整 形状 工法 防災 上塗材 施工箇所	2. 表示	区分         材質         寸法         厚さ         取付高さ         備考           隔板ステッカー         アルミ箔         150×400         0.24mm         図示         ペランダ           基板: アルミ		・
	薄付け		海抜表示盤     HIP高輝度反射     1500×200     2.0mm     図示     外壁面       シート張り     ・シート張り       ②案内用図記号はJIS Z 8210による。		<ul><li>◎施工記録等</li><li>(1) 施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。</li></ul>
	JIS A 6909	3. 物干し金物	<ul><li>◎詳細は共通詳細図による。</li><li>◎材種(アルミ製)、形状(図示)、寸法(図示)</li></ul>		(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
	仕上塗材 JIS A 6909     域層塗材E     水洗い・清掃 打放し     エアラート 打放し     C - 1 凹凸模様吹き付け 打放し     有 つや有 外壁	4. 隔壁	◎材種(ケイカル板6.0mm),形状(図示),寸法(図示)		
		5. 取り外し再取り付け	階 数 部 材 箇 所 備 考 全階 窓手摺り 2.0 箇所 北面		
			2階~3階     壁、天吊りエアコン室外機     3箇所     ベランダ、北面       1階~3階     パラボラアンテナ     4箇所     ベランダ		
				R 6 住宅 矢三野神本団	
			徳島県県土整備部住宅課 図面名		一級建築士登録 第100387号 林 茂樹
				3 号棟 改作	多工事特記仕様書2       糖尺       徳島市南二軒屋町二丁目3番3-301号         NO SCALE       TEL 654-0359 FAX 623-7425





R6住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号棟外壁塗装改修工事

付近見取図·配置図

B - 003

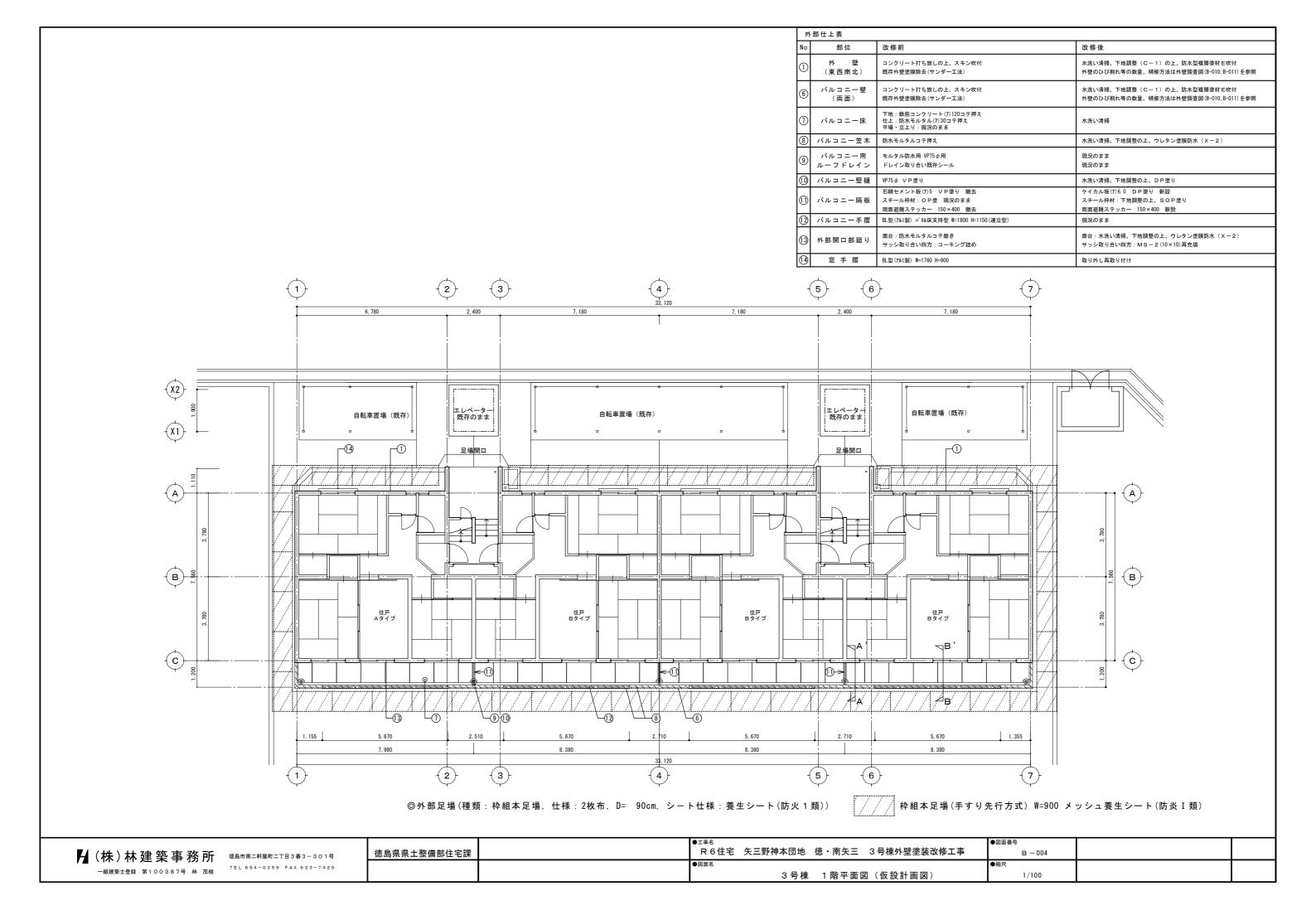
Non

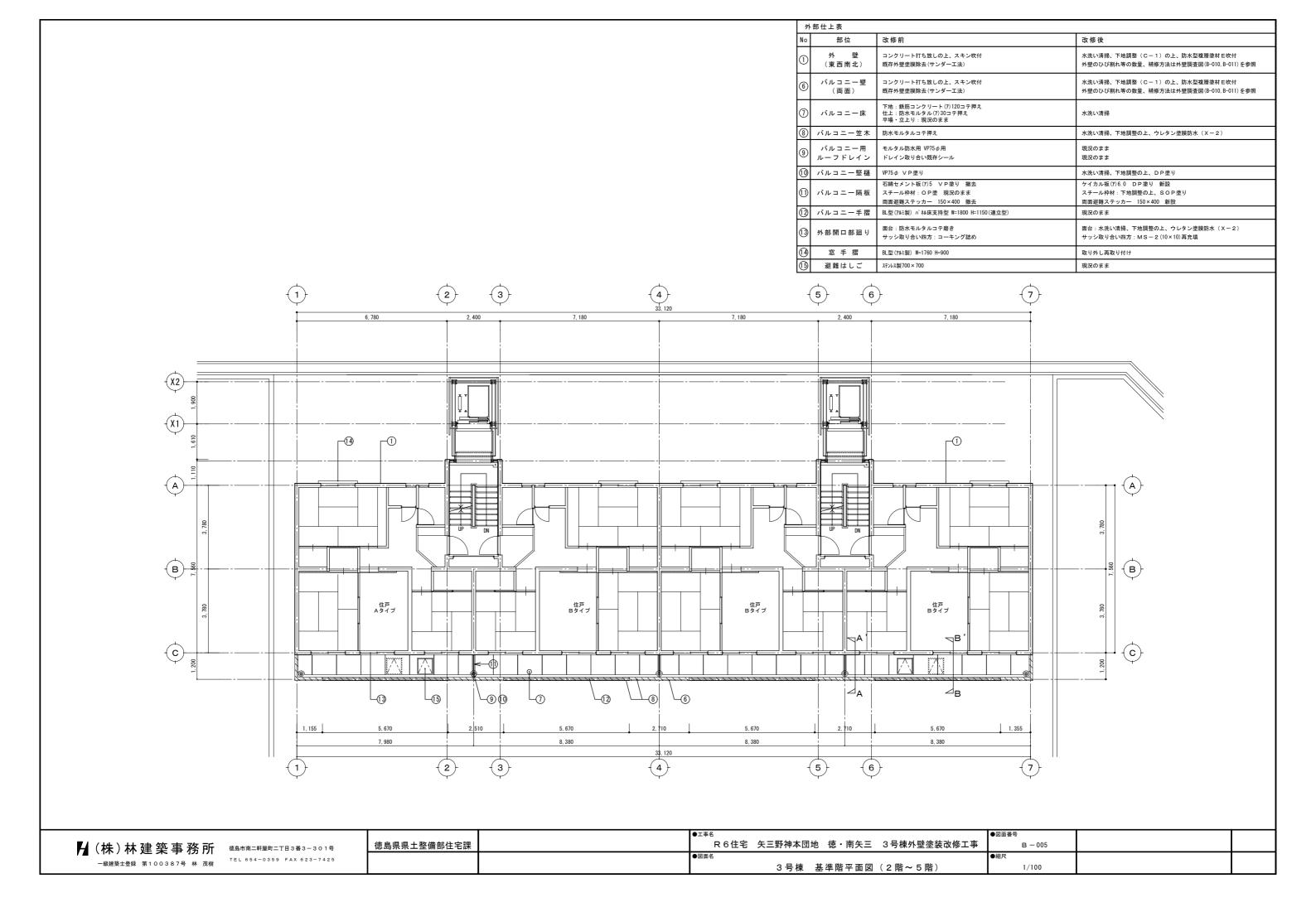
徳島県県土整備部住宅課

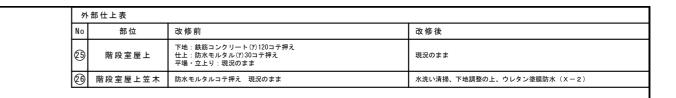
H (株)林建築事務所 (株)林建築事務所 (株)林建築事務所

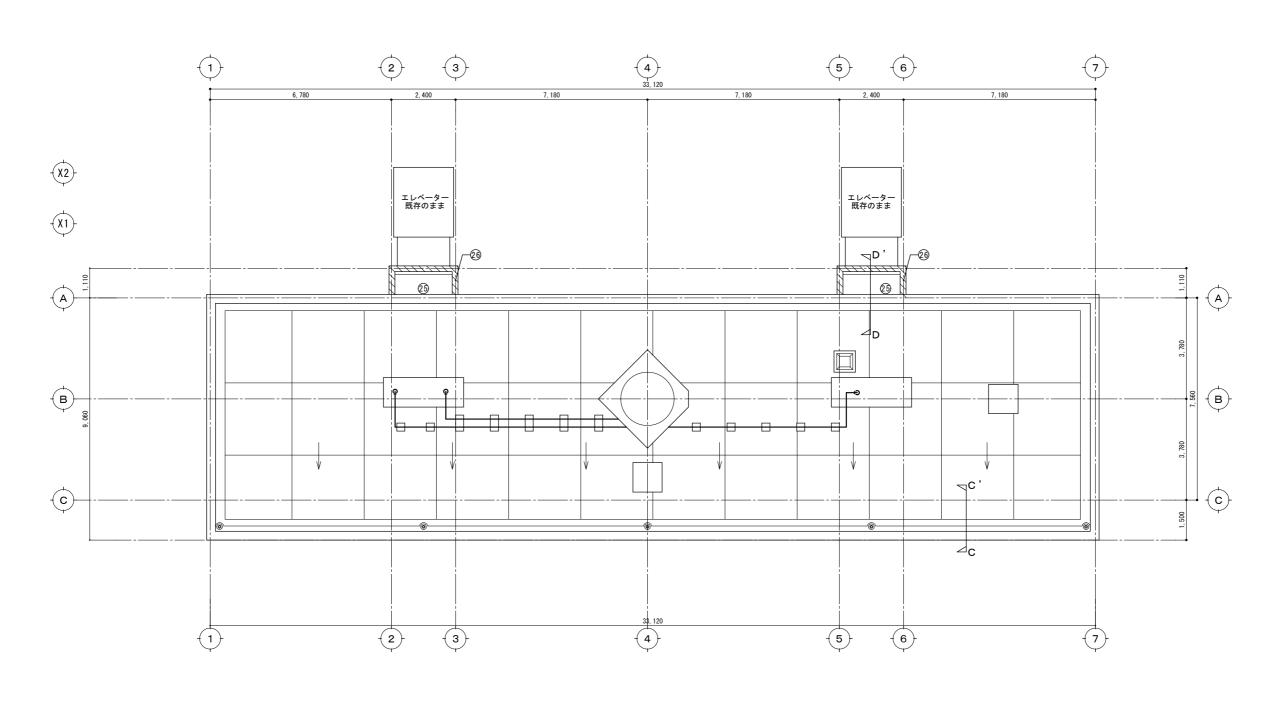
一級建築士登録 第100387号 林 茂樹

TEL 654-0359 FAX 623-7425









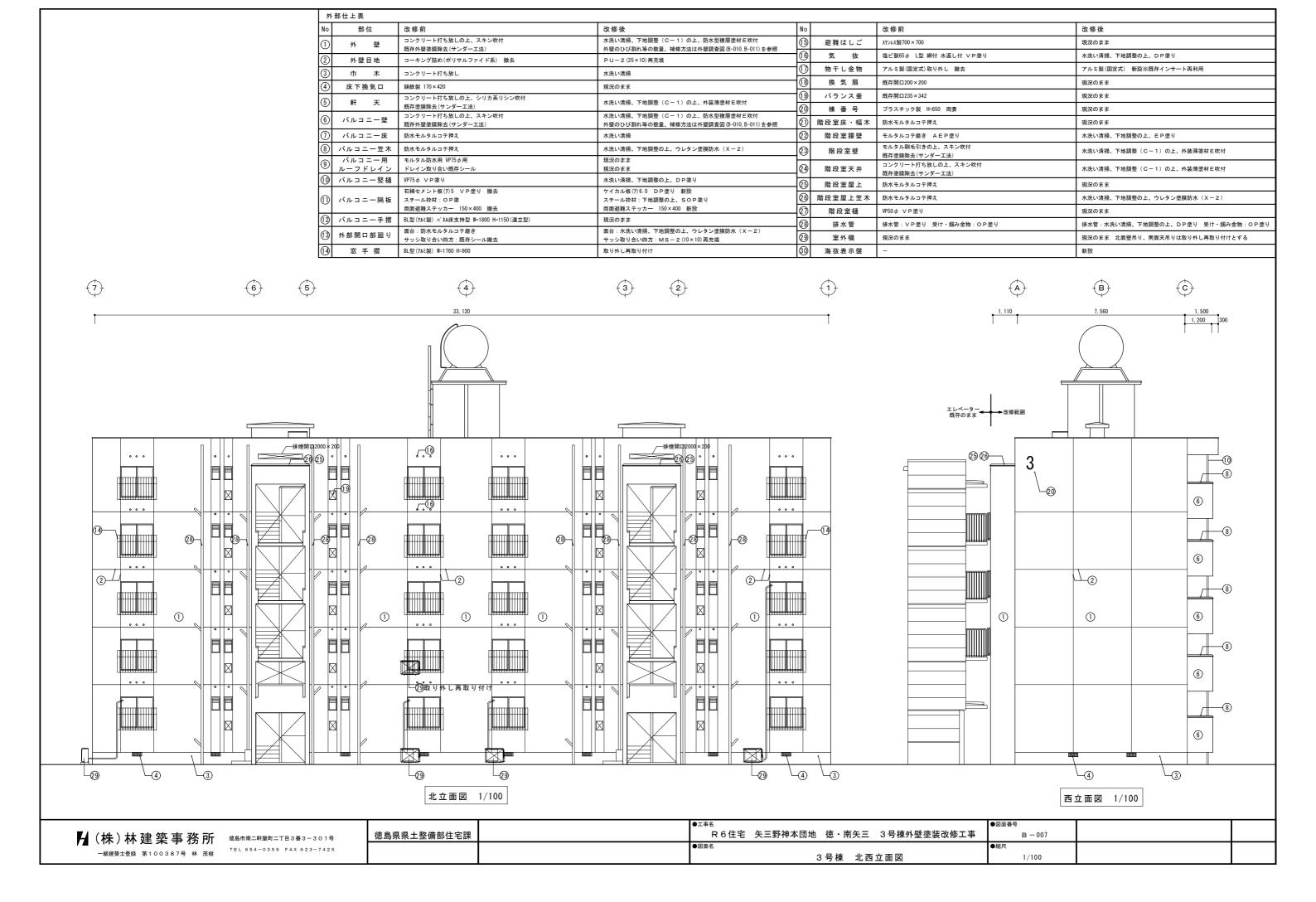
H (株)林建築事務所 <sup>億島市南二軒屋町二丁目3番3-301号</sup> 一級建築士登録 第100387号 林 茂樹

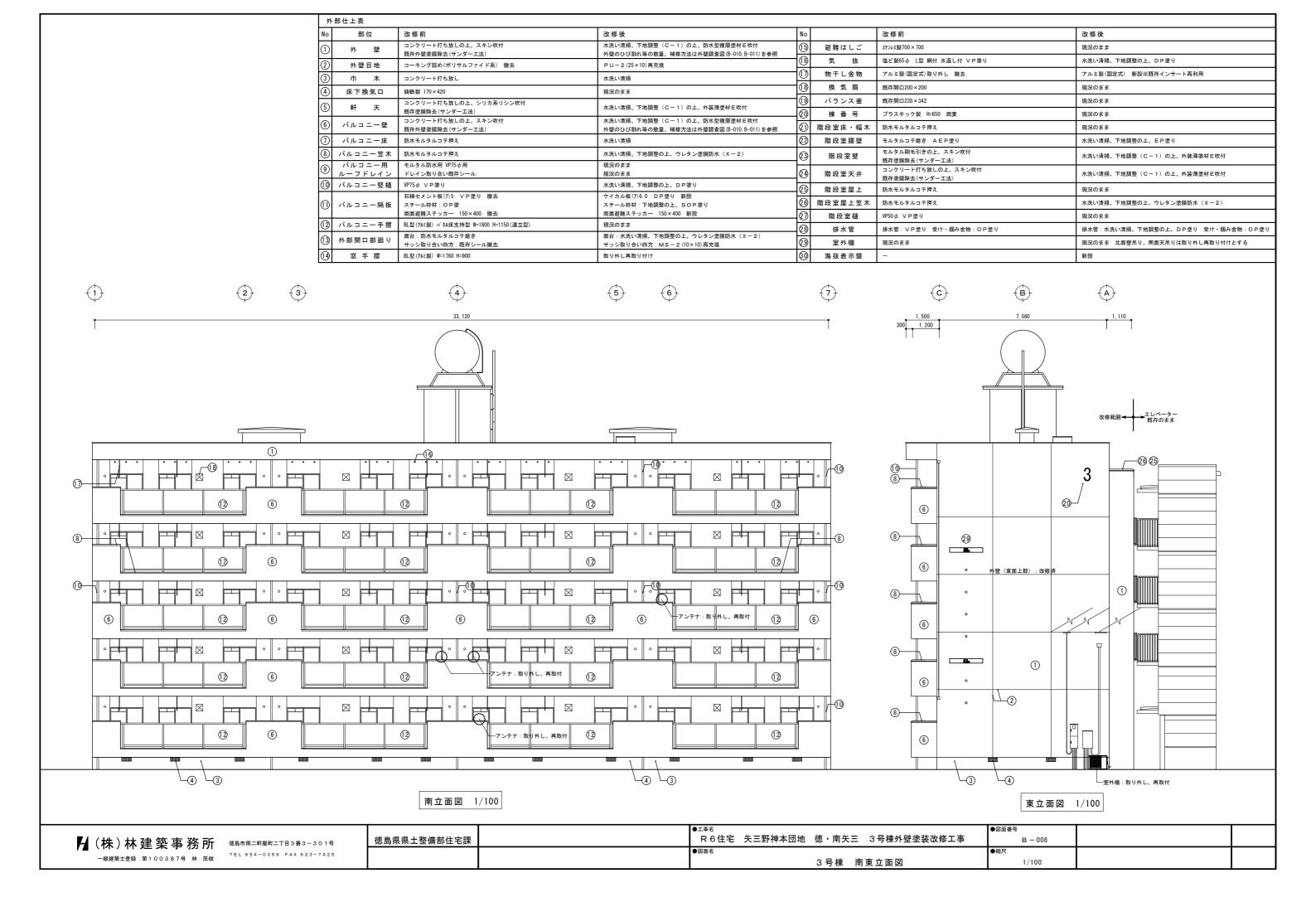
TEL 654-0359 FAX 623-7425

徳島県県土整備部住宅課

R6住宅 矢三野神本団地 徳・南矢三 3号棟外壁塗装改修工事 3号棟 屋根伏図

B - 0061/100





	凡例
a <b>→</b>	クラック発生部 0.2~1.0mm以下 挙動無し
(B) ∑∑B →	爆裂及び欠損部
A ===	クラック過去補修跡

	クラック補修方法					
a	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法					
A	既存シール撤去し、シール材打ち直し					
	爆裂及び欠損部補修方法					
௯	ポリマーセタントモルクル充填工法					

TEL 654-0359 FAX 623-7425

一級建築士登録 第100387号 林 茂樹

## ※施工前に数量調査を行うこと。

調査の結果、右記に示す補修以外の工法が必要になる場合は、公共建築改修工事標準仕様書4章3節及び4節の仕様に基づき適切に補修を行うこと。

		クラック	数量調査表 ※	0.2~1.0mm以下	挙動無し		
図面記載番号	長さ (m)	図面記載番号	長さ (m)	図面記載番号	長さ (m)	図面記載番号	長さ (m)
1)	3. 50	16	0. 35	31)	0.35	46	0. 35
2	0. 50	17)	0. 35	32	0.35	47)	0. 35
3	0. 55	(18)	0. 35	33	0. 90		
4	0.30	19	0. 35	34	0. 90		
(5)	0. 40	20	0. 35	35	0.65		
6	1. 50	21)	0. 35	36	0.35		
7)	0. 20	22	0. 35	37	0.35		
8	2.00	23	0. 35	38	0. 35		
9	6. 60	24)	0. 35	39	0.35		
10	0. 90	25	0. 35	40	0. 90		
11)	1.00	26	0. 35	41)	0. 70		
12	0.50	20	0. 35	42	0. 35		
(13)	0.50	23	0. 35	43	0.35		
(14)	0.50	29	0. 35	44	0.35		
(15)	0. 70	30)	0. 35	45	0.35		

クラック	数量調査表
※1.0mm越え	る 挙動無し
図面記載番号	長さ (m)
A	1.10
B	1. 40

3号棟 外壁クラック等調査図(北西立面)

	爆裂及び欠損部 数量調査表										
図面記載番号	巾 (m)	高さ (m)	面積(m²)	図面記載番号	巾 (m)	高さ (m)	面積(mů)				
<b></b>	0. 10	0. 40	0. 04	Œ	0. 03	0. 03	0. 01				
(i)	0.10	0. 10	0. 01	\$	0. 60	0. 05	0.03				
3	0.10	0. 30	0. 03	9	0. 13	0. 12	0.02				
₹	0. 20	0. 50	0. 10								
<b>(b)</b>	0.50	0. 20	0.10								
Ð	0.10	0. 30	0. 03								
<b>a</b>	0.10	0. 40	0. 04								
<b>(</b>	0.50	0. 20	0. 10								
(f)	0. 10	0. 20	0. 02								
(3)	0.10	0. 20	0. 02								
(3)	0.10	0. 20	0. 02								
©	0.02	0. 02	0. 01								
•	0.06	0. 08	0. 01								
ŧ	0.10	0. 07	0. 01								
€	0.03	0. 03	0. 01								

1/100

